

熊本県監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により平成31年（2019年）4月23日から令和元年（2019年）5月10日までの間に実施した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年（2019年）9月26日

熊本県監査委員 濱 田 義 之
同 竹 中 潮
同 渕 上 陽 一
同 前 田 憲 秀

1 監査対象機関

部 局 名	機 関 名
総務部	消防学校
健康福祉部	清水が丘学園、精神保健福祉センター
環境生活部	環境センター
商工観光労働部	産業技術センター
農林水産部	農業大学校、水産研究センター
土木部	三角港管理事務所、八代港管理事務所、水俣港管理事務所、熊本港管理事務所
教育委員会	美術館

2 監査対象期間 平成30年度（2018年度）

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行については、合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施し、特に不適正経理再発防止策の実効性を検証した。また、行政に関する事務の執行については、経済性、効率性及び有効性の観点を主眼として、組織の目標管理、主な事務事業の効果、職員の意識改革取組状況等について実施した。

4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行についてはおおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項及び意見事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項

監査対象機関		監査の結果
部局名	機関名	
総務部	消防学校	(外部講師への旅費の支給について) 外部講師の旅費について、支給の手続をしていないものがある。 熊本県職員等の旅費に関する条例に基づき、速やかに支払うこと。
教育委員会	美術館	(委託契約の事務処理について) 熊本県立美術館本館空調設備等保守点検・運転調整業務委託(平成28年度(2016年度)~30年度(2018年度)の複数年契約)において、設備改修に伴う増額の変更契約を締結するに当たり、増額分の債務負担行為を設定していない。 増額の変更契約の際は、増額分の債務負担行為を新たに設定すること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項

なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。